



第4回審議会	
資料 1	R3.9.27

2 調環ご発第 1810001 号

令和 2 年 9 月 2 8 日

調布市廃棄物減量及び再利用促進審議会会長 様

調布市長 長 友 貴 樹

さらなるごみ減量・資源化の推進について（諮問）

調布市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例（平成 5 年調布市条例第 2 4 号）第 7 3 条の規定により，下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

古紙類及び枝・草・葉のさらなる資源化の推進，及び食品ロス対策とプラスチックごみの減量等について審議会の意見を求めます。

2 諮問理由

本市では，2019（平成 31）年 3 月に調布市一般廃棄物処理基本計画を改訂し，「未来のため 地球のため さらに減量・リサイクル ～みんなではぐくむ『もったいない』の心～」を新たな合言葉に，資源循環型社会の実現に向けた取組を進めているところです。

改訂した基本計画では，令和 4 年度の 1 人 1 日あたりの家庭ごみ排出量（家庭系ごみ原単位）の目標を 360 グラムとし，2017（平成 29）年度の実績値 374.2 グラムからもう一踏ん張りのごみ削減で，多摩地域トップクラスを目指すものとしています。

しかしながら，2019（令和元）年度の家庭系ごみ原単位は，目標値 369 グラムに対し，消費税増税による駆け込み需要に伴うごみの排出や

新型コロナウイルス感染拡大の影響などの特殊要因もあり、378グラムと大幅に増加しました。さらに、今年度に入り、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う影響は顕著であり、家庭系ごみがさらに増加する兆候が見られています。このことから、さらなるごみ減量・資源化の取組について検討する必要があります。

令和元年度に本市が行ったごみ詳細組成分析調査によると、燃やせるごみの中には資源化可能な古紙類が11.5%と非常に多く、枝・草・葉を中心とする草木類も4.0%含まれていることが分かりました。これらが資源化できれば、計画目標の達成も可能になるものと考えられます。

また、まだ食べられるのに捨てられている「食品ロス」の削減は、国際的な取組課題となっており、2019（令和元）年10月に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（略称：食品ロス削減推進法）が施行されたところです。前述のごみ詳細組成分析調査によると、燃やせるごみには未利用食品や食べ残しなどのいわゆる食品ロスが6.4%含まれていました。市民、事業者とも一体となって食品ロスの削減に取り組んでいく必要があります。

一方、気象変動問題や海洋ごみ問題も国際的な取組課題であり、石油由来のプラスチック類削減と使用済プラスチックのリサイクル・適正処理が求められています。

国では2019（令和元）年5月にプラスチック資源循環戦略を策定し、プラスチック資源を総合的に排出抑制・リサイクルするための法制度の整備を検討しています。本市においては2020（令和2）年4月に策定した「CHOFU（調布）プラスチック・スマートアクション」に基づき、市としての率先行動や市民・事業者との協働によるプラスチックごみ減量の取組を進めているところです。ごみ詳細組成分析調査によると、燃やせるごみには容器包装プラスチックが4.7%含まれるなど、市民や事業者とともにまず発生抑制に取り組み、さらに、減量・資源化を図る必要があります。

このような調布市内外の動向に対応しつつ、さらなるごみの減量・資源化を進めるため、審議会の意見を求めます。